

- 〔問 3〕 労働時間、休憩及び休日に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 時間外・休日労働の協定を締結する使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、時間外・休日労働の協定で定める労働時間の延長の限度等について労働基準法第36条第2項に基づき労働大臣が定めた基準に適合したものとなるようにしなければならない。また、この基準に適合しない協定については、所轄労働基準監督署長は適合したものに変更することができる。
 - B 労使協定を締結し、労働基準法第32条の2に規定するいわゆる1か月単位の変形労働時間制を採用する場合、使用者は、当該協定を行政官庁に届け出なければならない。就業規則その他これに準ずるものにより同制度を採用する場合も、事業場の規模を問わず当該就業規則その他これに準ずるものを行政官庁に届け出る必要がある。
 - C 民間航空会社の航空機の操縦士のうち長距離にわたり継続して乗務する者や一定規模未満の病院に勤務する医者、看護婦については、1日の継続勤務時間が6時間を超える場合であっても、休憩時間を労働時間中に与えないことができる。
 - D 労働基準法第32条の4に規定するいわゆる1年単位の変形労働時間制を採用する場合、当該制度を採用するための労使協定により、その制度により労働させることができる労働者の範囲、その対象期間、対象期間中の特に業務が繁忙な期間等を定める必要があるが、対象期間における労働日数には限度が設けられている。
 - E 使用者は、労使協定の締結がなくとも、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、行政官庁の許可を受けることにより、法定労働時間を超えて労働させることができるが、事態急迫のために許可を受ける時間的余裕がない場合、当該年度の終了時まで行政官庁に報告すれば足りる。